

# 65歳以上の方の介護保険料が改定されます

## 改定後(平成21年度～23年度)

対象者	保険料	保険料段階
●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	年額23,600円 (基準額×0.5)	第1段階
●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	年額23,600円 (基準額×0.5)	第2段階
●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	年額35,400円 (基準額×0.75)	第3段階
●世帯の誰かが住民税課税で(本人は住民税非課税)、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	年額43,000円 (基準額×0.91)	特例 第4段階
●世帯の誰かが住民税課税で、本人は住民税非課税の特例第4段階以外の方	年額47,300円 (基準額×1.0)	第4段階 (基準額)
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	年額54,800円 (基準額×1.16)	第5段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	年額59,100円 (基準額×1.25)	第6段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	年額70,900円 (基準額×1.5)	第7段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	年額82,700円 (基準額×1.75)	第8段階

## 改定前(平成18年度～20年度)

対象者	保険料	保険料段階
●生活保護を受給している方 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方	年額22,300円 (基準額×0.5)	第1段階
●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	年額22,300円 (基準額×0.5)	第2段階
●世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	年額33,400円 (基準額×0.75)	第3段階
●世帯の誰かが住民税課税で、本人は住民税非課税の方	年額44,600円 (基準額×1.0)	第4段階 (基準額)
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	年額55,700円 (基準額×1.25)	第5段階
●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	年額66,900円 (基準額×1.5)	第6段階



介護保険制度は、介護が必要になった方が費用の1割を負担することで、さまざまな介護サービスを受けることができる仕組みになっており、40歳以上の方が納める保険料と公費(税金)を財源として運営されています。

65歳以上の方は住まいのある市区町村から、40歳から65歳までの方は加入している医療保険に加えられて徴収されています。

※保険料についての個別通知は、平成20年の所得および課税状況等に応じて計算し、6月中旬にそれぞれのご自宅に郵送します。なお、上記保険料については、国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金が充てられ、月額保険料額(基準額)で54円引き下げられています。



### 健診はあなたを映す鏡です!

①②共通  
場市内委託医療機関  
料)800円(非課税世帯の方は無料)  
内問診、計測、血圧測定、尿検査、血液検査(肝機能、脂質、腎機能、血糖)、必要に応じ貧血検査、心電図、眼底検査

◎後期高齢者医療保険に加入している方の健康診査  
日 6月1日～11月30日  
費 無料  
※5月末に受診券等を郵送します。場所・内容は国保と同様です。

特定健診後の健康づくり講座を9月と平成22年1月に行う予定です。詳しくは、後日、広報やしおでお知らせします。  
健康増進課 ☎995・3381

### 特定健診とは…

平成20年4月1日から、医療保険に加入している40歳～74歳のすべての方を対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に主眼を置いた新しい健診「特定健診・特定保健指導」が始まりました。腹囲測定が加わり、健診結果から必要な方に特定保健指導を行います。

特定健診と特定保健指導は、医療保険組合等が実施します。受診方法など、よく確認して受診しましょう。

なお、事業主健診や人間ドックを受けた場合は、その結果をそれぞれの保険者へ提出してください。

### 八潮市国民健康保険加入者の特定健康診査・特定保健指導のご案内

① 特定健康診査(40歳～64歳の方)  
日 4月1日～11月30日  
※3月末に受診券等を郵送しました。

② 特定健康診査(65歳以上の方)  
日 6月1日～11月30日  
※5月末に受診券等を郵送します。

◎平成21年3月の加入者には4月末、4月加入者には5月末に受診券等案内を郵送します。5月以降の加入者の方は、申し込みが必要となります。

③ 特定保健指導  
特定健康診査の結果、メタボによる生活習慣病のリスクの高い方は、特定保健指導の対象となります。対象者には個別に通知を郵送します。

特定保健指導では、メタボによる生活習慣病のリスクの高い方に対して、生活習慣改善のきっかけづくりのための支援を行います。通知が届いた方は、ぜひこの機会にご利用ください。

★医療保険組合や社会保険などに加入している40歳～74歳の方の特定健康診査・特定保健指導については、加入している医療保険組合等にお問い合わせください。

# 特定健診を受けましょう!

☎ 国保年金課 ☎214